おおいた産医療関連機器導入推進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　大分県医療ロボット・機器産業協議会会長（以下会長）は、おおいた産医療関連機器の普及

　を図るため、おおいた産医療関連機器導入推進事業実施要領（平成３０年４月１日伺定。以下

　「実施要領」という。）に基づき、県内の医療機関・福祉施設等が事業を実施するのに要する経費

　に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、この要綱の

　定めるところによるもののほか、大分県補助金等交付規則（昭和４３年大分県規則第２７号。以下

　「規則」という。）を準用する。

（定義）

第２条　この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

　（１）「おおいた産医療関連機器」とは、おおいた産医療関連機器導入推進事業実施要領第３条第

　　　２項のおおいた産医療関連機器一覧表に記載されたものをいう。

　（２）「県内中小企業」とは、中小企業者（中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条

　　　に規定する中小企業者をいう。ただし、発行済株式の総数又は出資価額の総額の２分の１以上が

　　　同一の大企業の所有に属している中小企業者、又は役員の総数の２分の１以上を大企業の役員又

　　　は職員が兼ねている中小企業者は除く。）、中小企業団体の組織に関する法律(昭和３２年法律第

　　　１８５号）第３条第１項に規定する中小企業団体（ただし、火災共済共同組合、信用協同組合又

　　　は同組合連合会並びに商工組合連合会は除く。）、特定の法律によって設立された組合及びその

　　　連合会であってその直接又は間接の構成員たる事業者の３分の２以上が中小企業基本法第２条

　　　に規定する中小企業者である団体であって、大分県内に主たる事業所を置くものをいう。

（補助対象経費及び補助率）

第３条　この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第４条　規則第３条第１項の規定による申請は、補助金交付申請書（第１号様式）によるものとし、次

　に掲げる書類を添付し、会長が別に定める期日までに会長に提出しなければならない。

（１）事業計画書（第２号様式）

（２）収支予算書（第３号様式）

（３）誓約書

（４）見積書等金額が記載されている書類の写し

（５）その他会長が必要と認める書類

２　規則第３条第３項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類の

　うち省略することのできるものは、同条第２項第１号、第２号及び第６号に掲げる事項とする。

３　第１項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費

　税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相

　当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除で

　きる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じ

　て得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額し

　て申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明ら

　かでない場合は、この限りでない。

（補助条件）

第５条　規則第５条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

　（１）補助事業の内容又は経費の配分の変更（会長が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補

　　　助事業変更承認申請書（第４号様式）を会長に提出し、その承認を受けること。

　（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第５号様式）を会長に提出し、その承認を受けること。

　（３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やか

　　　に会長に報告し、その指示を受けること。

　（４）この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契

　　　約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間

　　　整備保管すること。

　（５）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条

　　　第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力

　　　団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。

　（６）第４条第３項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第１０条の規定による

　　　実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これ

　　　を補助金額から減額して報告すること。

　（７）第４条第３項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第１１条の規定による

　　　補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕

　　　入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた

　　　額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第６号様式）により

　　　速やかに会長に報告するとともに、当該金額を返還すること。

　（８）その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

２　規則第５条第１項第１号の規定による会長の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼ

　さない変更で、次のとおりとする。

（１）補助金の交付目的に反しない事業内容の変更

（２）補助対象経費の３０パーセント以内の増減

（補助金の交付決定の通知）

第６条　規則第６条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第７号様式）により行うものとす

　る。

（申請の取下げのできる期間）

第７条　規則第７条第１項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理し

　た日から起算して１５日を経過した日までとする。

（補助金の交付方法）

第８条　この補助金は、原則、精算払の方法により交付する。ただし、機器を購入する場合は、次に掲

　げる書類を添付し、事業費の１／２以上の支払いが行われたことを確認することで概算払いの方法に

　より交付することができる。

　（１）領収書の写し

　（２）その他、会長が必要と認める書類

（補助金の交付請求）

第９条　補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金

　交付請求書（第８号様式）を会長に提出しなければならない。

（実績報告）

第１０条　規則第１２条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第９号様式）によるものとし、

　次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して３０日を経過した

　日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の４月２０日のいずれか早い期日までに

　会長に提出しなければならない。

　（１）事業実績書（第１０号様式）

　（２）収支精算書（第１１号様式）

　（３）請求書及び領収書等（支払い確認可能な書類）の写し

　（４）その他会長が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第１１条　規則第１３条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書（第１２号様式）により行うも

　のとする。

（書類の提出部数等）

第１２条　規則及びこの要綱の規定により会長に提出する書類の部数は１部とし、その様式及び提出期

　限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に会長が定めるところによる。

　附則

　この要綱は、平成３０年度の予算に係るおおいた産医療関連機器導入推進事業費補助金から適用する。

　附則

　改正後の要綱は、平成３０年度の予算に係るおおいた産医療関連機器導入推進事業費補助金から適用する。

　附則

　改正後の要綱は、平成３１年度の予算に係るおおいた産医療関連機器導入推進事業費補助金から適用する。

　附則

　改正後の要綱は、令和２年度の予算に係るおおいた産医療関連機器導入推進事業費補助金から適用する。

附則

改正後の要綱は、令和３年度の予算に係るおおいた産医療関連機器導入推進事業費補助金から適用する。

附則

改正後の要綱は、令和４年度の予算に係るおおいた産医療関連機器導入推進事業費補助金から適用する。

附則

改正後の要綱は、令和５年度の予算に係るおおいた産医療関連機器導入推進事業費補助金から適用する。

附則

改正後の要綱は、令和６年度の予算に係るおおいた産医療関連機器導入推進事業費補助金から適用する。

附則

改正後の要綱は、令和７年度以降の予算に係るおおいた産医療関連機器導入推進事業費補助金から適用する。

別表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | | 補助率  （補助限度額） |
| 経費区分 | 内　　容 |
| 機械装置導入費 | おおいた産医療関連機器の賃貸借契約及び購入にかかる費用（初期の講習料・設定料を含む） | １／２以内  （１施設あたり上限５００千円、  　 千円未満切捨て）  ※専門学会や専門誌等での報告・発表、機器を使用したイベント・講習会、（ただし、導入した施設の関係者や利用者以外からの参加を含むもの）制作動画の発表で導入機器の評価・紹介をすること。 |

第１号様式（第４条関係）

　　年度おおいた産医療関連機器導入推進事業費補助金交付申請書

年　　月　　日

　　 大分県医療ロボット・機器産業協議会

　会長　　　　　　 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　年度において、下記のとおりおおいた産医療関連機器導入推進事業を実施したいので、

補助金　　　　　　円を交付されるよう、おおいた産医療関連機器導入推進事業費補助金交付要綱第４条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

　　１　　導入するおおいた産医療関連機器名・導入数量

　　 ２　事業完了予定年月日※ 　　年　　月　　日

　　※複数機器を同時に申請する場合はすべての機器の導入による事業が完了する日

３　事業実施主体

|  |  |
| --- | --- |
| ①事業実施主体代表者 | ②事務連絡担当者 |
| 名　　　称：  住　　　所：〒  役　　　職：  氏　　　名：  Ｔ　Ｅ　Ｌ：  Ｆ　Ａ　Ｘ：  E-mail： | 名　　　称：  住　　　所：〒  役　　　職：  氏　　　名：  Ｔ　Ｅ　Ｌ：  Ｆ　Ａ　Ｘ：  E-mail： |

　　　４　振込先口座

|  |
| --- |
| 金融機関名： |
| 本・支店名： |
| 口座種別　：　普通　　・　当座  口座番号　： |
| フリガナ：  口座名義　： |

５　添付書類

　　　（１）事業計画書（第２号様式）

　　 　（２）収支予算書（第３号様式）

　　　 （３）誓約書

　　　 （４）見積書等金額が記載されている書類の写し

　　　（５）その他会長が必要と認める書類

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第２号様式（第４条関係）  事業計画書 | | | | | |
| １　導入するおおいた産医療関連機器名 | | | | | |
|  | | | | | |
| ２　事業の目的及び概要と実施体制  　※導入する機器の活用方法について、利用者数、利用回数、指導者のもと利用する機器については指導者数等、機器の活用場面を分かりやすく記載してください。  　　※複数の機器を同時に申請する場合は、それぞれの項目に分けて記載してください。 | | | | | |
|  | | | | | |
| ３　スケジュール  　　※機器の導入予定日・学会発表・論文提出・機器を使用したイベント・講習会・制作動画の発表等の予定を記載してください。 | | | | | |
| 〇機器導入までのスケジュール  ・導入開始日・・・　　年　　月　　日頃  ・アンケート等聞き取り調査や製品評価・・・　　年　　月頃  〇学会発表、論文提出、機器を使用したイベント・講習会、制作動画の発表による導入機器の評価・紹介等の予定（ホームページ掲載予定等） | | | | | |
| ４　経費の内訳  ※経費の内訳が分かるように機器ごとに列記してください。  単位：円 | | | | | |
| 経費区分 | 補助事業に  要する経費 | 補助対象経費 | 交付申請額 | 積算内訳 | 備考  （導入機器名） |
| おおいた産　医療関連機器導入費 |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |

第３号様式（第４条関係）

収　 支　 予　 算　 書

１ 収　入　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　 目 | 予 算 額 | 備 　　　　考 |
| 協議会補助金  自己負担金 |  |  |
| 計 |  |  |

　２ 支　出　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 単位：円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　 目 | 支 出 額 | 備 　　　　考 |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

誓約書

　私は、下記の事項について誓約します。

　なお、大分県医療ロボット・機器産業協議会が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

　また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

　１　自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴

　　力団をいう。以下同じ。）

　（２）暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

　（３）暴力団員が役員となっている事業者

（４）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

（５）暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

　（６）暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

　（７）暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

　（８）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

　２　１の（１）から（８）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年　　月　　日

大分県医療ロボット・機器産業協議会

　会長　　　　 殿

〔法人、団体にあっては事務所所在地〕

住　所

（ふりがな）

名　称

（ふりがな）

氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 生年月日（明治・大正・昭和・平成）　　 　年　 　月　　　日

※ 大分県医療ロボット・機器産業協議会では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第４号様式（第５条関係）

　　年度おおいた産医療関連機器導入推進事業変更承認申請書

年　　月　　日

大分県医療ロボット・機器産業協議会

　会長　　　　　　 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　年　月　日付け医機恊第　　　号の　　　で交付決定通知のあった　　　　年度おおいた産医療関連機器導入推進事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、おおいた産医療関連機器導入推進事業費補助金交付要綱第５条第１項第１号の規定により申請します。

記

　　１　変更の理由

　（備考）

　 以下、第１号様式の記の３以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう、

　　変更部分を二段書きにし、変更前をかっこ書きで上段に記載すること。

第５号様式（第５条関係）

　　年度おおいた産医療関連機器導入推進事業中止（廃止）承認申請書

年　　月　　日

大分県医療ロボット・機器産業協議会

　会長　　　　 　　 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　年　月　日付け医機恊第　　　号の　　　で交付決定通知のあった　　年度おおいた産医療関連機器導入推進事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので承認されるよう、おおいた産医療関連機器導入推進事業費補助金交付要第５条第１項第２号の規定により申請します。

記

　　１　中止（廃止）の理由

　２　中止の期間（又は廃止の期日）

　　３ 中止（廃止）後の措置

第６号様式（第５条関係）

　　年度おおいた産医療関連機器導入推進事業費補助金に係る

消費税等仕入控除税額確定報告書

年　　月　　日

大分県医療ロボット・機器産業協議会

　会長　　　　 　　 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　氏　名

　　　　　　年　月　日付け医機恊第　　　号の　　で交付決定通知のあった　　年度おおいた産医療関連機器導入推進事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、おおいた産医療関連機器導入推進事業費補助金交付要綱第５条第１項第7号の規定により、下記のとおり報告します。

記

　　１　補助金の額の確定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　円

　　　　（　　年　　月　　日付け　　第　　　　号による額の確定通知額）

　　　２　補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額　　　　　金 円

　　　３　消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 　 金 円

　　　４　補助金返還相当額（３－２） 金 円

　　　５　その他

　　 （１）消費税等仕入控除税額集計表（別紙）を添付すること。

（２）その他参考となる書類

　　　 　消費税確定申告書の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）を添付すること。

（別紙）

　　年度おおいた産医療関連機器導入推進事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額集計表

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 仕入に係る消費税額及び  地方消費税額 （Ａ） | 補 助 率  （Ｂ） | 仕入に係る消費税等仕入  控除税額 　 （Ａ×Ｂ） | 備　考 |
|  |  |  |  |

　（注）１　「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等

　　　　　相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に

　　　　　規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。

　 ２　「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当

　　　　　額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該

　　　　　金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じ

　　　　　て得た金額を記載すること。

第７号様式（第６条関係）

　　年度おおいた産医療関連機器導入推進事業費補助金交付決定通知書

医機恊第　　号の

　　年　 　月　 　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　大分県医療ロボット・機器産業協議会会長

　　　年　　月　　日付け医機恊第　　　号の　　で交付申請のあった　　年度おおいた産医療関連機器導入推進事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、おおいた産医療関連機器導入推進事業費補助金交付要綱第６条の規定により通知します。

記

　　１　補助対象経費　　　　金　　　　　　　　　　円

　　２　補助金の交付決定額　　　　金　　　　　　　　　　円

　　３　補助条件

（１）補助事業の内容又は経費の配分の変更（会長が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第４号様式）を会長に提出し、その承認を受けること。

（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第５号様式）を会長に提出し、その承認を受けること。

（３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに会長に報告し、その指示を受けること。

（４）この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び　　　　　　　　　　契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して５　　　　　　　　年間整備保管すること。

（５）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２　　　　　　　　　　　条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第２条第２号に規定する　　　　　　　　　　暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。

（６）第４条第３項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第１０条の規定によ　　　　　　　　　　る実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、　　　　　　　　これを補助金額から減額して報告すること。

（７）第４条第３項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第１１条の規定によ　　　　　　　　　　る補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税　　　　　　　　等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が　　　　　　　　　減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第６号様式）　　　　　　　　により速やかに会長に報告するとともに、当該金額を返還すること。

（８）その他、大分県補助金等交付規則、おおいた産医療関連機器導入推進事業実施要領及び　　　　　　　　　　　このおおいた産医療関連機器導入推進事業費補助金交付要綱の定めに従うこと。

（９）大分県補助金等交付規則第５条第１項第１号の規定による会長の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

(ア) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更

(イ) 補助対象経費の３０パーセント以内の増減

（備考）

要綱第５条第１項第１号の規定による補助事業変更承認申請書（第４号様式）に基づき変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の１及び２については、変更前をかっこ書きで上段に記載すること。

第８号様式（第９条関係）

令和　年度おおいた産医療関連機器導入推進事業費補助金交付請求書

令和　年　月　日

大分県医療ロボット・機器産業協議会

　会長　　　　　　 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　令和　年　月　日付け医機恊第　　号の　　で交付決定通知のあった　令和　年度おおいた産医療関連機器導入推進事業費補助金　　　　　　円を精算払（概算払）の方法により交付されるよう、おおいた産医療関連機器導入推進事業費補助金交付要綱第９条の規定により請求します。

記

　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金交付  決 定 額 | 既受領額 | 今回請求額 | 残　額 | 事業完了年月日 | 備　考 |
|  |  |  | 0 |  |  |

　　　振込先口座

|  |
| --- |
| 金融機関名： |
| 本・支店名： |
| 口座種別　：　　　普通　　・　　当座  口座番号　： |
| フリガナ　：  口座名義　： |

第９号様式（第１０条関係）

　令和　　年度おおいた産医療関連機器導入推進事業実績報告書

令和　年　月　日

大分県医療ロボット・機器産業協議会

　会長　　　　　 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　令和　年　月　日付け医機恊第　号の　　で交付決定通知のあった　令和６　年度おおいた産医療関連機器導入推進事業について、下記のとおり実施したので、おおいた産医療関連機器導入推進事業費補助金交付要綱第１０条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

　　１　　導入したおおいた産医療関連機器名・導入数量

　　２　事業完了年月日 　　令和　年　月　　日

　　３　添付書類

1. 事業実績書（第１０号様式）
2. 収支精算書（第１１号様式）
3. 請求書及び領収書等（支払い確認可能な書類）の写し
4. 導入機器の評価・紹介等に関する資料又は電子データ
5. その他会長が必要と認める書類

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１０号様式（第１０条関係）  事業実績書 | | | | | |
| １　導入したおおいた産医療関連機器名 | | | | | |
|  | | | | | |
| ２　得られた成果  ※導入した機器の活用方法について、利用者数、利用回数、指導者のもと利用する機器については指導者数等、機器の活用場面を分かりやすく記載してください。  ※機器を導入したことによる効果や利用者・指導者の声等を記載してください。 | | | | | |
|  | | | | | |
| ３　スケジュール  ※機器を導入した日、学会発表・論文提出、機器を使用したイベント・講習会・制作動画の発表等を実施した日等を記載してください。（可能な限り発表資料・イベントのチラシ等を添付） | | | | | |
| 〇機器導入日  〇学会発表、論文提出、機器を使用したイベント・講習会、制作動画の発表による導入機器の評価・紹介等を行った日 | | | | | |
| ４　経費の内訳  ※経費の内訳が分かるように機器ごとに列記してください。  単位：円 | | | | | |
| 経費区分 | 補助事業に  要した経費 | 補助対象経費 | 交付決定額 | 内訳 | 備考  （導入機器名） |
|  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１１号様式（第１０条関係） | | | | | |
| 収　支　精　算　書 | | | | | |
| １　収入 | | | 単位：円 | | |
| 項目 | 精算額 | 予算額 | | 増減 | 備考 |
|  |  |  | |  |  |
| 計 |  |  | |  |  |
| ２　支出 | | | 単位：円 | | |
| 項目 | 精算額 | 予算額 | | 増減 | 備考 |
|  |  |  | |  |  |
| 計 |  |  | |  |  |

第１２号様式（第１１条関係）

　　年度おおいた産医療関連機器導入推進事業費補助金の額の確定通知書

第　　　　　号の

　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　大分県医療ロボット・機器産業協議会会長

　　　年　　月　　日付けで提出のあった　　年度おおいた産医療関連機器導入推進事業実績報告書に基づき、　　年　　月　　日付け医機恊第　　　号の　　による交付決定通知に係る　　　 年度おおいた産医療関連機器導入推進事業費補助金の額　　　　　　　円については、金　　　　　　　　円に確定したので、おおいた産医療関連機器導入推進事業費補助金交付要綱第１１条の規定により通知します。